

茅野市消費喚起イベント事業補助金

複数の市内中小企業者等が共同して、消費喚起や持続的な誘客、売上げの向上を目的として実施するイベント事業について、事業費の一部を補助します。

対象者

●「商業者グループ」を構成する中小企業者等

ご注意：イベントの実施に対する経費に支出している必要があります。

※商業者グループとは・・・

- ・市内に事業所等を有する2者以上で構成されたグループであること
- ・商業者グループの過半数以上が小売業、飲食サービス業であること

補助対象事業

●商業者グループが準備や運営を行い、消費意欲の喚起や来店者増加が図られ、各事業者の売上向上等となるイベント事業

～ ～ ～ 事業例 ～ ～ ～

新商品発表イベント

（飲食店と小売店などの異業種）

イベントに合わせ、飲食店は新メニューを提供することで自店のリピーターを誘客。小売店も商品の入荷情報にて自店のリピーターを誘客し、それぞれが持つ顧客を一か所に集め、交換することにより、新規客の獲得、新たなリピーター獲得に繋げる。

季節のリレーイベント

（小売店や飲食店などの異業種）

クリスマスや成人式、七五三祝い等の季節イベントに合わせ、お菓子屋、写真屋、お肉屋、美容室、飲食店等と共同でイベントを実施。いずれかの店舗を利用した方に他店で使える割引券をプレゼントし、他店からの新たな顧客の獲得を目指す。

マルシェイベント

（飲食店や小売店、観光事業者など）

観光地や自店の商品が知られていない店舗以外のところでマルシェを開催。お店は新たな顧客やリピーターの獲得を目指し、観光地等は新しいイベントによる付加価値向上を目指す。

大売出し・感謝祭

（小売店や飲食店など）

イベントの実施にあたり、チラシ作成やネット広告を実施。チラシにクーポン券を付ける、お得な割引を行う、特別メニューの提供等により誘客を図る。

ご注意

- ・祭事等の行事性の高い事業、他団体と一緒に実施する事業、宗教的活動等を目的とする事業は対象外です。
- ・ブースやテナント出展としてのイベント事業、外部委託して実施するイベント事業は対象外です。

補助対象経費

- ・消耗品費 ・印刷製本費 ・広告宣伝費 ・光熱水費 ・通信運搬費 ・保険料 ・委託費
- ・会場使用料 ・備品等レンタル費 ・その他特に必要と認められる経費

※対象外経費

- ・イベント事業における売出し品や商品等の経費 ・ノベルティに係る経費 ・商品等の割引やクーポン券等の原資となる経費 ・飲食代 ・旅費交通費 ・領収証等がない経費 ・商業者グループ内での取引に係る経費 等

※各事業者の補助対象経費について

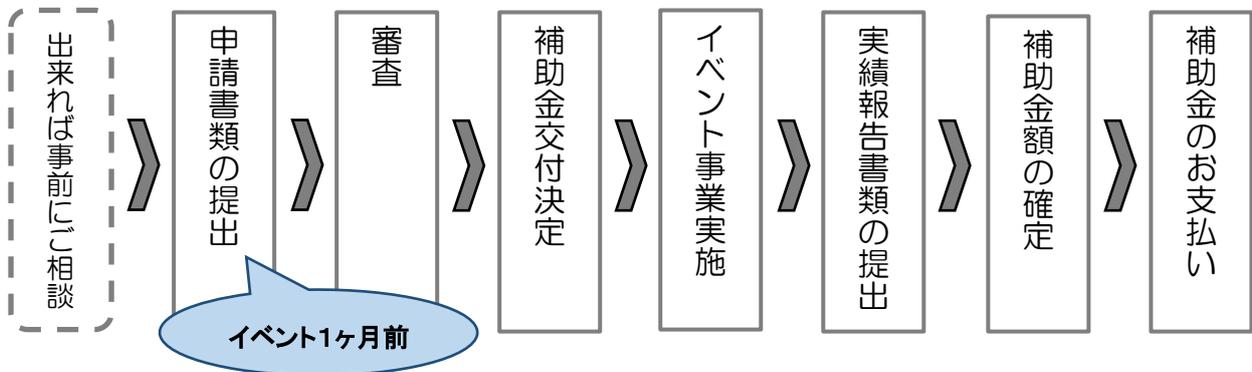
上記の補助対象経費の合計金額を事業者数で割った金額と、各事業者が補助対象経費に対して支出した金額のいずれか低い方の金額となります。

補助率

補助対象経費の1/2

(1事業者につき年間5万円を限度。1,000円未満の端数は切捨て)

申請から補助金交付までの流れ



留意事項

- ・実績報告書類の提出は、3月31日までに必要となります。
- ・補助金の予算がなくなり次第終了となります。
- ・補助金交付決定より前に支出した経費は補助対象になりません。



茅野市 産業経済部 商工課 商業労政係

Tel: 0266-72-2101(内435)

Mail: shoko@city.chino.lg.jp